

当所の新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが、5類感染症となり、季節性インフルエンザと同様の取扱いになりましたので、当所では、以下のとおり対応いたします。

【会議等について】

- ①会議は通常通り開催し、当面の間、手指消毒ディスペンサーを設置します。
- ②会食は、感染防止に配慮しつつ通常通りとします。

【来所される皆様へ】

- ①発熱等、体調の優れない場合は、来所をご遠慮ください。

【事務所等の対応について】

- ①当面の間、1階正面入口及び事務所入口に手指消毒ディスペンサー等を設置します。
- ②事務所内換気は、毎日2回、10：30、14：00に行います。

【職員の対応等について】

- ①熱や喉の痛みなど、体調が良くないと感じた場合、熱が続く場合やその他症状が改善しない場合は、出勤を見合わせます。
- ②当面の間、勤務中はマスクを着用します。

令和5年5月8日